

広島県企業版ふるさと納税基金条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第一号

広島県企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第一条 地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（県の認定地域再生計画（同法第八条第一項に規定する認定地域再生計画をいう。）に記載されている事業に限る。）に要する経費の財源に充てるため、広島県企業版ふるさと納税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。